

受理官庁 D J	ジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC)	附属書 C D J
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ジブチ	
国際出願の作成に用いることができる言語 ¹	アラビア語, 英語又はフランス語	
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語, 英語又はフランス語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁, エジプト特許庁又は欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁, エジプト特許庁又は欧州特許庁 ²	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: ジブチ・フラン (DJF) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	USD 100 又は同等の DJF の額	
国際出願手数料 ³	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	USD 16	
調査手数料	附属書D (AT), (EG) 又は (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	USD 180 又は同等の DJF の額	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	USD 500 又は同等の DJF の額	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がジブチに居住している場合 要, 出願人がジブチの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	ジブチに居住する自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	

1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。

2 この官庁は, 国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する (又は実施した) 場合に限り, 管轄する。

3 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。